

平成 年 月 日

厚生労働省保険局医療課
課長 迫井 正深 殿

住 所
法人名
代表者名

印

技術資料の閲覧に係る同意書

当社は、「保険医療機関等管理システムに係る設計・開発及びハードウェア・ソフトウェア導入・保守業務」情報提供依頼に関する情報提供書作成の検討及び見積額の算出のため、厚生労働省（以下「貴省」という。）から閲覧を許可される技術資料について、以下に記す条項を遵守します。

（技術資料）

第1条 当社は、本同意書でいう「技術資料」とは、保険医療機関等管理システムに係る著作物のうち、技術資料一覧に定めるものと理解します。また、当該技術が変更される場合があることについて、同意します。

（目的外使用の禁止）

第2条 当社は、技術資料及び技術資料から知り得た情報を本情報提供依頼に関する情報提供書作成の検討及び見積額の算出以外に使用しません。

（実施場所）

第4条 当社は、技術資料を、ISO/IEC27001 認証（国際標準）又は JISQ27001（日本工業標準）を取得している場所（以下「実施場所」という。）にて、本情報提供依頼に関する情報提供書作成の検討及び見積額の算出に使用します。

（技術資料の閲覧等に係る遵守条件）

第5条 当社は、技術資料を実施場所から持ち出し（移送時を除く。）又は複製

(本件技術資料の内容に係る記述又は画像としてこれを保持する行為並びにこれらに準ずる行為等を含む。) しません。また、技術資料及び技術資料から知り得た情報を当社の従業員以外の第三者に開示、漏洩又は公開しません。

- 1 当社は、技術資料を閲覧する者(以下「閲覧者」という。)を定め、別添様式3の様式により閲覧者の名簿を申告します。また、閲覧者に本同意書に定める条件を確実に遵守させるとともに、閲覧者の本同意書に定める条件違反について一切の責任を負います。
- 2 当社は、技術資料の過誤・不正確によって、当社又はこれに関して第三者に生じた被害を被ったときにも、貴省に対し、損害賠償請求その他一切の請求を行いません。
- 3 当社は、貴省への技術資料の返却に際し、確実にすべての情報を返却し、かつ、作成された二次的情報を確実に抹消し、複製を含め保持していない旨の誓約書を提出します。
- 4 当社は、移送責任者を決め、責任者を含めた2名以上で施錠可能な移送用のカバン等を使用して、技術資料を移送します。

(調査)

第6条 当社は、貴省が本同意書が遵守されていることを確認する必要があると認めた時は、貴省が当社に報告を求めること又は貴省担当者及び貴省の指定する者を当社の事業所等に派遣し調査することに、同意します。

(権利付与)

第7条 当社は、技術資料が開示されたことによって、当社に何ら新たな権利が付与されるものではないことについて、了解します。

(損害賠償)

第8条 当社が貴省に損害を与えた場合は、当社は、貴省に対し一切の損害を賠償します。また、損害には、貴省が要する一切の費用、訴訟に関する弁護士費用の相当額が含まれることに、同意します。

(管轄裁判所)

第9条 本同意書に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属の合意管轄裁判所とします。

(協議)

第10条 本同意書に定めのない事項、その他本同意書の条項に関して疑義が生じたときは、貴省と当社の協議により、円満に解決を図ります。